(6)菊陽町都市計画課

菊池郡菊陽町久保田 2800

- (7)合志町都市計画課
 - 菊池郡合志町竹迫 2140
- (8) 西合志町都市計画課
 - 菊池郡西合志町御代志 1661-1
- 嘉島町都市計画課 (9)
 - 上益城郡嘉島町上島 530
- 益城町地域開発課 (10)

上益城郡益城町宮園 702

縦覧期間

平成 16 年 2 月 27 日から平成 16 年 3 月 12 日まで

熊本県公告第 171 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により都市計画を決定した いので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の 縦覧に供する。

なお、荒尾市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の 案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 16 年 2 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

都市計画の種類 1

> 荒尾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

- 都市計画の変更に係る土地の区域 2
 - 荒尾都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 - (1)熊本県土木部都市計画課 熊本市水前寺六丁目 18-1
 - (2)熊本県玉名地域振興局企画調査課 玉名市岩崎 1004-1
 - 荒尾市都市計画課 (3)
 - 荒尾市宮内出目 390
- 縦覧期間

平成 16年2月27日から平成16年3月12日まで

熊本県公告第 172 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により都市計画を決定した いので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の 縦覧に供する。

なお、宇土市及び富合町の住民並びに利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供され た都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 16 年 2 月 27 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

- 都市計画の種類 1
 - 宇土都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 都市計画の変更に係る土地の区域 2

宇土都市計画区域

- 都市計画の案の縦覧場所 3
 - 熊本県土木部都市計画課 (1)

熊本市水前寺六丁目 18-1

- 熊本県宇城地域振興局企画調査課 (2)
 - 下益城郡松橋町久具 400-1
- (3)宇土市都市計画課
- 宇土市浦田町 51
- (4)富合町建設課

下益城郡富合町清藤 405-3

縦覧期間

平成 16 年 2 月 27 日から平成 16 年 3 月 12 日まで

熊本県公告第 173 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17 条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。 なお、熊本市、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人

は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出する